

合併特例法による国・県の支援制度

(平成17年3月31日までに合併した場合か、平成17年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合に限り適用)

項目	概要説明	積算方法等
特例措置 (市の要件、議員の定数・在任、地域審議会、議員退職年金、農業委員会委員任期、一部事務組合、地方税不均一課税、流域下水道、県議会議員選挙区)		
地方債		
合併前事業	合併重点支援地域の公共施設(道路含む)整備 関係市町応分の負担、連携・同時実施の事業など	個々の市町(合同・連携も可)に対する支援措置 起債充当率90%、基準財政需要額への算入率50%
合併後事業	一体性確立のための公共的施設整備 均衡発展のための公共的施設整備 市町村建設推進のための公共的施設整備	合併年度以降10年間(標準全体事業費を目安) 起債充当率95%、基準財政需要額への算入率70%
公営企業の特例事業	上水道・下水道・病院事業	一般会計出資・補助:起債充当率100% 基準財政需要額への算入率70%
合併後の振興基金造成	地域振興のための基金造成 ・新市の一体感醸成、旧市町単位の地域振興	3億円×市町数+1万円×増加人口+5千円×合併後人口 起債充当率95%、基準財政需要額への算入率70%
普通地方交付税		
算定特例	合併年度以降10年間+5年間	10年間は合併前の自治体ごとの算定、その後5年間で、当該算定による増加分を段階的に縮減
合併直後の臨時的経費	基本構想の策定(改定)、システムの統一・整備、行政水準・サービス水準の調整など	基準財政需要額に算定(5年間、均等) 限度30億円 (1億円+5千円×合併後人口)×(1+(市町数-2)/4)
特別地方交付税		
合併特別	コミュニティ施設や総合交通計画などの新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社経営健全化など	(4億円+4千円×増加人口)×補正係数 1年目:5割、2年目:3割、3年目:2割 補正係数:増加人口/合併後人口 ・20%未満(1.0) 20~40%未満(1.25) 40%以上(1.5)
合併移行	一体性確立のための電算システムの統一など	(必要経費-特定財源)×0.5
合併準備	合併協議会設置経費等	(合併準備経費-国補助)×0.5 正規職員の人件費を除く
補助金		
合併準備	市町村建設計画の策定、準備経費	1団体当たり500万円(1回限り)
合併補助	市町村建設計画におけるモデル事業を対象	人口規模による定額補助(合併後3年間) ~5千人=2千万円、5001~1万人=3千万円 10001~5万人=5千万円、50001~10万人=7千万円 100001人~=1億円を合併時の市町ごとに積算
(災害復興費国庫負担)		
国保広域化等支援基金 保険財政の広域化、自立支援のため国保財政安定化基金創設(無利子貸付など)		
(合併支援プラン:各省庁支援策事業80事業ほか)		
財政支援		
合併促進支援事業補助	法定合併協議会運営経費	補助対象経費の1/2 原則2年間 1協議会当たり2年間で3千万円 特に必要と認める場合は、1千万円を限度に増額、あるいは1年間延長できる
合併支援特別交付金	一体的なまちづくりの支援	関係市町数により、2=5億円、3=6億円、4=7億円 5=8億円、6=9億円、7以上=10億円
新しいまちづくり支援	一体感の醸成のため、記念となる住民交流やシンボル事業に対する補助	ソフト事業:合併年度と翌年度 2千万円(2/3)限度 ハード事業:合併年度と続く5年間に着手 10億円(2/3)
自治振興資金貸付		
まちづくり事業	公共施設整備、自治振興資金借換など	1団体当たり 1億円×合併関係市町数
合併準備	合併準備経費	1団体当たり 5千万円
その他 [下記以外(助言・情報提供)(市町調整、県事業重点実施)(県支援本部)]		
人的支援	法定合併協議会設置時に県職員派遣(人件費は協議会負担)	